

DX推進人材育成事業業務委託 企画提案コンペに関する質問と回答（1回目）

No	質問に関連する資料	質問内容	回答
1	-	<p>昨年度実施セミナーについての質問</p> <p>昨年度実施したセミナーについて下記質問のご回答をお願いします。</p> <p>1. 昨年実施されたセミナーのパンフレット等の資料をいただけますでしょうか？</p> <p>2. 各回の参加人数を教えてください。</p> <p>3. 各回の参加企業の業界・業種を教えてください。</p> <p>4. 各回の参加者の年齢層・役職を教えてください。</p>	<p>1. 次のURLを参照してください。 https://local-iot-lab.ipa.go.jp/lab?k=mie-pref-iot</p> <p>2. セミナーにより異なりますが、数名～十数名とお考えください。</p> <p>3. 製造業、サービス業など。</p> <p>4. 研修内容により異なりますが、経営者から担当者まで幅広く参加いただきました。なお、年齢層等の情報は持ち合わせておりません。</p>
2	DX推進人材育成事業業務委託仕様書	<p>1. 本委託事業の内容5.（3）チラシの作成及び送付について</p> <p>チラシは全研修を紹介するチラシと個別の研修を紹介するチラシの2種類作成と項目がありますが、印刷するチラシの総数は全研修を紹介するチラシ4,000部のみで、個別の研修を紹介するチラシはデータのみ作成との認識で間違いないでしょうか？</p>	<p>印刷するチラシは、「全研修を紹介するチラシ」のみです。</p> <p>「個別の研修を紹介するチラシ」は、データ作成に加え、インターネットメールによる送信が必要です。</p>
3	DX推進人材育成事業業務委託仕様書	<p>2. 本委託事業の内容5.（1）研修の対象者について</p> <p>三重県内中小企業の方が対象とありますが、中小企業以外から申込があった場合はどのような対応になりますでしょうか？</p>	<p>基本的には、三重県内の中小企業の方を優先しますが、研修に空きがあれば、申し込みを受け付ける方向で検討しています。</p>
4	DX推進人材育成事業業務委託仕様書	<p>3. 本委託事業の内容5.（2）オンライン研修の実施について</p> <p>①合計8回の講義の順番は仕様書に記載されている順番での実施でしょうか？</p> <p>提案内容により順番を変更することは可能でしょうか？</p> <p>②（工）「キャッシュレス決済当導入基礎と普及促進」の講座は2回と仕様がございます。「キャッシュレス決済等導入基礎」と「普及促進」を各1回の実施でしょうか？</p> <p>「キャッシュレス決済等導入基礎と普及促進」を2回実施でしょうか？</p>	<p>仕様書に記載されている通りの順番で実施する必要はありません。</p> <p>「キャッシュレス決済等導入基礎と普及促進」に示す内容を2回実施としてください。</p>
5	DX推進人材育成事業業務委託仕様書	<p>4. その他注意事項8.（7）について</p> <p>打ち合わせ内容議事録を取るよう記載がございますが、三重県庁のご担当者様との面談時の議事録との認識でよろしいでしょうか？電話等でお話する場合や講師などの関係者との打ち合わせでも議事録の提出が必要でしょうか？</p>	<p>基本的には、本県担当者をメンバーとして含む面談及び打ち合わせ（Web会議を含む）について議事録の提出が必要とお考えください。</p> <p>電話による軽微な決定事項に関する議事録は必要ありません。</p>
6	企画提案コンペ参加仕様書	<p>1. 契約方法に関する事項10.（2）について</p> <p>（2）契約保証金の項目に、「三重県会計規則」の記載がありません。</p> <p>当連盟で確認をしましたが、当連盟が該当するかどうか確認できませんでした。</p>	<p>契約保証金については、企画提案コンペ参加仕様書10.（2）のとおりです。契約保証金の免除の可否、金額については、契約時に判断します。</p> <p>三重県会計規則第75条第4項については、別紙「三重県会計規則抜粋」を参照してください。</p>

(別紙) 三重県会計規則抜粋 (第75条)

第七十五条 契約の相手方となる者の契約保証金の額は、契約金額の百分の十以上（インターネットを利用して不特定多数の者が参加する公有財産及び物品の売払いに係る競争入札を行う場合は、予定価格の百分の十以上の額）とする。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、知事が別に定める担保及びその価値の提供をもって代えることができる。

3 契約締結権者は、契約金額に増減があったときは、その増減の割合に従って契約保証金を増減することができる。

4 契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

二 契約の相手方が保険会社又は金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

三 契約の相手方が過去三年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。